

平成19年2月20日

各位

神奈川県横浜市都筑区東方町1番地
東京エレクトロン デバイス株式会社
取締役社長 砂川 俊昭
(コード番号: 2760 東証第二部)
問合せ先
総務部長 河合 信郎
電話番号: 045-474-7000

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)

- | | |
|---|--|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 17,400 株 |
| (2) 売 出 人 | 東京エレクトロン株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定(日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、平成19年2月27日(火)から平成19年3月2日(金)までの間のいずれの日(以下「売出価格等決定日」という。)における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定される。) |
| (4) 売 出 方 法 | 野村證券株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社及び三菱UFJ証券株式会社(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受させた上で売出す。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 売出価格等決定日の6営業日後の日。 |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 1株 |
| (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。 | |

2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

- | | |
|----------------------------|--|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 2,600 株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売 出 人 | 野村證券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定(売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。) |

ご注意: この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主(東京エレクトロン株式会社)から2,600株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しの申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しの受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。

[ご参考]

1. 売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしました。これは当社株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主(東京エレクトロン株式会社)から2,600株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、2,600株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(グリーンシュエーション)を、上記受渡期日から平成19年3月27日(火)までの間を行使期間(グリーンシュエーションの行使期間)として上記当社株主から付与されます。

また、野村証券株式会社は、上記申込期間の終了する日の翌日から平成19年3月22日(木)までの間(シンジケートカバー取引期間)上記当社株主から借入れた株式(借入れ株式)の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(シンジケートカバー取引)を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引および安定操作取引により買付けて返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。

以 上

ご注意：この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。